

資料編

島根県がん対策推進協議会設置要綱

(目的)

第一条 島根県が行うがん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」の策定及び進行管理に関する事項等を検討するため、島根県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員の任期)

第三条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、最初に任命された委員の任期については、任命された日の属する年の翌々年の3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第五条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

(議事)

第六条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月14日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

島根県がん対策推進協議会委員名簿

氏名	所属・役職	備考
安部 睦美	松江市立病院診療部長（緩和ケア・ペインクリニック科長）	
井上 幸夫	一般社団法人島根県歯科医師会理事・地域福祉部委員会委員長 （井上幸歯科医院）	
猪俣 泰典	島根大学医学部教授（附属病院 放射線治療科診療科長）	
栗栖 泰郎	浜田医療センター診療部長	
小泉 志乃婦	あけぼの会島根支部長	
齊藤 洋司	島根大学医学部教授（附属病院 副院長）	
鈴宮 淳司	島根大学医学部教授（附属病院 先端がん治療センター長）	会長
竹谷 健	島根大学医学部教授（附属病院 小児科診療科長）	
立石 大介	株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 調剤本部薬事部長	
土崎 しのぶ	邑南町保健課課長補佐（市町村保健活動協議会推薦）	
直良 浩司	島根県病院薬剤師会会長（島根大学医学部教授）	
野稲 和男	ほっとサロン益田世話人	
秦 美恵子	島根県看護協会会長	
原 徳子	松江赤十字病院看護部長	
平野 文子	島根県立大学看護学部教授	
藤田 千鶴	サロン隠岐たんぽぽ世話人	
船田 裕介	島根県保険者協議会委員 （全国健康保険協会島根支部業務部長）	
槇野 俊徳	山陰中央新報社取締役	
槇原 貴子	島根大学医学部医療サービス課 主任（がん専門相談員）	
松本 尚之	日本対がん協会島根県支部 （島根県環境保健公社健診事業推進課長）	
松本 祐二	松本医院院長（島根県医師会推薦）	
馬庭 章子	管理栄養士・介護支援専門員（すぎうら医院）	
森山 政司	島根県立中央病院医療局次長	
湯原 紀二	島根県生活習慣病検診管理指導協議会会長（湯原内科医院）	
若狭 雅子	島根県がんピアサポーター	

(50音順、敬称略)

がん対策基本法

平成十八年法律第九十八号

目次

第一章	総則（第一条—第九条）
第二章	がん対策推進基本計画等（第十条—第十二条）
第三章	基本的施策
第一節	がんの予防及び早期発見の推進（第十三条・第十四条）
第二節	がん医療の均てん化の促進等（第十五条—第十八条）
第三節	研究の推進等（第十九条）
第四節	がん患者の就労等（第二十条—第二十二条）
第五節	がんに関する教育の推進（第二十三条）
第四章	がん対策推進協議会（第二十四条・第二十五条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けられるようにすること。
- 三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。
- 四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けられるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

五 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。

六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（医療保険者の責務）

第五条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十一条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県がん対策推進計画)

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第十四条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。）のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連

携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。）の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者（その家族を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。）に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録（その他がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

3 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四節 がん患者の就労等

（がん患者の雇用の継続等）

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者における学習と治療との両立）

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 がんに関する教育の推進

第二十三條 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 がん対策推進協議会

第二十四條 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二十五條 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一九日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この

条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第一〇七号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の二中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

島根県がん対策推進条例

平成 18 年 9 月 29 日
島根県条例第 48 号

(目的)

第 1 条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療(科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。)の実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を図るため、県民、がん患者及びその家族、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、報道関係者、県議会、県、市町村等が一体となつてがん対策を総合的に推進することを目的とする。

(平 26 条例 50・一部改正)

(県の責務)

第 2 条 県は、国、市町村、県民、患者会等(がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。)、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)第 12 条第 1 項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

(平 26 条例 50・追加、平 29 条例 29・一部改正)

(県民の役割)

第 3 条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じ、がん検診の受診に努めるものとする。

(平 26 条例 50・追加)

(保健医療福祉関係者の役割)

第 4 条 保健医療福祉関係者は、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平 26 条例 50・追加)

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、従業員に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平 26 条例 50・追加)

(がん医療の水準の向上)

第 6 条 県は、がん診療連携拠点病院(厚生労働省が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する病院をいう。以下同じ。)その他の医療機関等の間における連携協力体制を整備すること、医療機関におけるがん医療を提供する体制の強化を支援すること、がん患者に関わる多職種連携によるチーム医療の推進など医療機関に対してがん医療に関する情報を提供することその他の県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるも

のとする。

(平 26 条例 50・旧第 2 条繰下・一部改正)

(県民に対するがん医療に関する情報の提供)

第 7 条 県は、県民に対して県内のがん診療連携拠点病院のがん医療に関する機能その他のがん医療に関する情報の提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平 26 条例 50・旧第 3 条繰下)

(がんの予防及び早期発見の推進)

第 8 条 県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(平 26 条例 50・旧第 4 条繰下)

(小児がん対策の推進)

第 9 条 県は、医療機関その他の関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(平 26 条例 50・追加)

(緩和ケアの推進)

第 10 条 県は、地域における緩和ケア(疾病による身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。)に関する関係機関及び関係団体間における連携協力体制の整備の支援その他のがん患者に対する緩和ケアを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(平 26 条例 50・旧第 5 条繰下)

(患者会等の活動の支援)

第 11 条 県は、患者会等が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(平 26 条例 50・旧第 6 条繰下・一部改正)

(就労の支援)

第 12 条 県は、がんになり患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平 26 条例 50・追加)

(県民の理解及び関心を深めるための施策)

第13条 県は、県民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平26条例50・旧第7条繰下)

(がん教育の推進)

第14条 県は、市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者、患者会等と連携し、児童、生徒等に対し、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(平26条例50・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

市町村がん対策担当課一覧

市町村名	担当課	電話番号
松江市	保健センター健康推進課	0852-55-5555
浜田市	地域医療対策課	0855-22-2612
出雲市	健康増進課	0853-21-2211
益田市	健康増進課	0856-31-0100
大田市	健康増進課	0854-82-1600
安来市	いきいき健康課	0854-23-3000
江津市	健康医療対策課	0855-52-2501
雲南市	健康推進課	0854-40-1000
奥出雲町	健康福祉課	0854-54-1221
飯南町	保健福祉課	0854-76-2211
川本町	健康福祉課	0855-72-0631
美郷町	健康福祉課	0855-75-1211
邑南町	保健課	0855-95-1111
津和野町	健康福祉課	0856-74-0021
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1111
海士町	健康福祉課	08514-2-0111
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0101
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	保健課	08512-2-2111

保健所一覧

保健所名	住 所	電話番号（代表）
松江保健所	松江市東津田町 1741-3	0852-23-1313
雲南保健所	雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9623
出雲保健所	出雲市塩冶町 223-1	0853-21-1190
県央保健所	大田市長久町長久ハ 7-1	0854-84-9800
浜田保健所	浜田市片庭町 254	0855-29-5537
益田保健所	益田市昭和町 13-1	0856-31-9535
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9701
隠岐保健所 （島前保健環境課）	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17	08514-7-8121

がん診療連携拠点病院等一覧

病 院 名	備 考
都道府県がん診療連携拠点病院	
島根大学医学部附属病院	
地域がん診療連携拠点病院	
松江市立病院	
松江赤十字病院	
島根県立中央病院	
浜田医療センター	
島根県がん診療連携推進病院	
益田赤十字病院	準じる病院
島根県がん情報提供促進病院	
松江医療センター	準じる病院
松江生協病院	
松江記念病院	
安来市立病院	
日立記念病院	
安来第一病院	
雲南市立病院	
平成記念病院	
町立奥出雲病院	
飯南町立飯南病院	
出雲市立総合医療センター	
出雲市民病院	
出雲徳洲会病院	
大田市立病院	
公立邑智病院	
加藤病院	
済生会江津総合病院	
公益財団法人益田医師会立益田地域医療センター医師会病院	準じる病院
津和野共存病院	
六日市病院	
隠岐広域連立立隠岐病院	
隠岐広域連立立隠岐島前病院	

がん相談支援センター一覧

医療機関名	連絡先	相談時間
島根大学医学部附属病院	0853-20-2518	平日（月～金）9:30～17:00
松江市立病院	0852-60-8083	平日（月～金）9:00～17:00
松江赤十字病院	0852-32-6901	平日（月～金）8:20～16:50
島根県立中央病院	0853-30-6500	平日（月～金）9:00～16:00
浜田医療センター	0855-28-7096	平日（月～金）9:00～17:00
益田赤十字病院	0856-22-1480 (内線 167)	平日（月～金）9:00～16:00

がんサロン・患者団体一覧

【がんサロン】

名称	開設場所	住 所	院内	地域
益田がんケアサロン	益田赤十字病院内	益田市乙吉町 イ 103-1	●	
くつろぎサロン	松江赤十字病院内	松江市母衣町 200	●	
ほっとサロン	島根大学医学部附属病院内	出雲市塩冶町 89-1	●	
ハートフルサロン松江	松江市立病院がんセンター内	松江市乃白町 32 番地 1	●	
ほっとサロン益田	益田赤十字病院内	益田市乙吉町イ 103-1	●	
なごやかサロン	県立中央病院内	出雲市姫原町 4 丁目 1 番地 1	●	
おおなん元気サロン	健康センター「元気館」(奇数月) 邑智病院内研修棟(偶数月)	邑智郡邑南町淀原 153-1 邑智郡邑南町中野 3848-2	●	●
ほっとサロン浜田	浜田医療センター内	浜田市浅井町 777-12	●	
ふれあいサロン	松江生協病院 ふれあい診療所内	松江市西津田 7-14-21	●	
がんサロンおおだ	ゆきみーる内	大田市大田町大田イ 370		●
肺がんサロン「つどい」	国立病院機構松江医療センター	松江市上乃木 5-8-31	●	
サロン隠岐たんぽぽ	隠岐病院内	隠岐の島町城北町 355	●	
ケアサロン津和野【休止】	津和野共存病院内	鹿足郡津和野町森村口 141	●	
ひまわりの会【休止】				●
ほっとサロンふらた	出雲市立総合医療センター内	出雲市灘分町 613	●	

名称	開設場所	住所	院内	地域
雲南サロン陽だまり	雲南市内（雲南保健所内）	雲南市木次町里方 531-1		●
吉賀町「ゆめサロン」	吉賀町保健センター	鹿足郡吉賀町六日市 582 番地 1		●
電話サロン	松江生協病院 ふれあい診療所内 (直通電話 0852-22-3217)	松江市西津田 7-14-21	●	
西ノ島町がんサロン すまいる	西ノ島町内 (島前集合庁舎隠岐保健所内)	隠岐郡西ノ島町 大字別府字飯田 56-17 (島前集合庁舎 2 階)		●
伊野こみこみサロン	伊野コミュニティーセンター	出雲市野郷町 492-5		●
奥出雲サロン「暖々」	奥出雲健康センター (町立奥出雲病院併設)	仁多郡奥出雲町三成 1622-1	●	
サロンさくら	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬 1931	●	
飯南病院 患者サロンい〜にゃん	飯南町立飯南病院 婦人科待合室	飯石郡飯南町頓原 2060	●	
がん情報サロン	松江市内	松江市西川津町 748-6		●
雲南市立病院 院内サロンふれ愛	雲南市立病院	雲南市大東町飯田 96-1	●	
がんケアサロン江津	江津保健センター	江津市嘉久志町イ 899-74		●

【がん患者団体】

名 称
あけぼの会島根支部（乳がん）
日本オストミー協会島根県支部

本計画への問い合わせ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県 健康福祉部 健康推進課 がん対策推進室

TEL : 0852-22-5069・6701 FAX : 0852-22-6328

MAIL : kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp

ホームページ「しまねのがん対策」:

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/gan/>